別表二の記載要領第五号及び第六号を削り、同第七号を同第五号とし、同第八号中「「課税標準法人税額(26)－(27)　(28)」」を「「課税標準法人税額(18)－(19)　(20)」」に、「「(26)－(27)」」を「「(18)－(19)」」に改め、同号を同第六号とする。

別表二付表三を削る。

別表三の記載要領第四号(2)中「別表六(九)付表「31」及び「36」」を「別表六(九)付表「37」及び「42」」に、「別表六(十四)付表「19」」を「別表六(十四)付表二「19」」に改め、同第五号中「第16条第１項第１号イ」を「第２条第13号」に改め、「最終の」を削り、「同号イ」を「令和２年改正法附則第38条第１項」に改める。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　改正後の地方法人税法施行規則別表一及び別表二の書式は、令和五年四月一日以後に終了する課税事業年度に係る地方法人税について適用し、同日前に終了した課税事業年度に係る地方法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第三十六号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　松本　剛明

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「様式第一及び様式第二」を「別記様式」に改める。

様式第一の記載要領第三号中「別表一の三「1」及び「24」」を「別表一の二「1」及び「21」」に改め、同第四号中「又は令和２年改正前措置法の条項の欄」を「の条項の欄」に改め、同号の表中「又は令和２年改正前措置法の条項」を「の条項」に改め、同表中小企業者等の法人税率の特例の項中「別表一「31」の欄の金額又は法規別表一の三「15」及び「37」」を「別表一「26」の欄の金額又は法規別表一の二「12」及び「31」」に、

「

00381	法規別表一「31」の欄の金額
00382	
00383	
00384	

」を

「

00381	法規別表一
00382	
00383	
00384	

「26」の欄の金額

」に改め、同表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項及び中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第１項	00657	法規別表六（九）「28」の欄の金額
	第42条の４第１項	00688	
	令和５年旧措置法第42条の４第４項	00658	法規別表六（十）「21」の欄の金額
	第42条の４第４項	00689	
	第42条の４第７項	00639	法規別表六（十四）「11」の欄の金額
	第42条の４第13項	00675	法規別表六（十六）「14」の欄の金額
	第42条の４第18項において準用する同条第13項	00676	法規別表六（十六）「28」の欄の金額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の６第１項第１号（償却費）	00031	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄（以下この表において「特別償却限度額の欄」という。）の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の６第１項第１号）	00032	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第42条の６第１項第２号（償却費）	00690	特別償却限度額の欄の金額